### 三重県こども政策推進本部設置要綱

## (設置)

第1条 庁内関係部局間の連携を確保し、子ども・子育て施策を総合的かつ効果的に推進するため、三重県こども政策推進本部(以下「推進本部」という。) を設置する。

### (所掌事務)

- 第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 子どもの育ちや子育て家庭への支援に関すること。
  - (2) 少子化対策に関すること。
  - (3) その他必要と認められる事項に関すること。

## (組織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事及び危機管理統括監をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めること ができる。

#### (本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、推進本部を総括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

#### (幹事会)

- 第6条 推進本部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、子ども・福祉部次長兼子ども政策総括監をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会は、次の事項について必要の都度開催するものとする。
- (1) 推進本部に提案する事項
- (2) 各部局等の施策について相互に調整を要する事項
- (3) その他必要と認められる事項

#### (幹事会の運営)

第7条 幹事長は、会務を総理する。

- 2 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 4 幹事長は、必要があると認めるとき、構成員以外の者に出席を求めることができる。

## (庶務)

第8条 推進本部の庶務は、子ども・福祉部少子化対策課において処理する。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定め、また、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

## 附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月13日から施行する。

#### (旧要綱の廃止)

2 みえ子どもスマイルプラン推進本部設置要綱(平成30年4月1日施行)は廃止する。

# 別表1

本部長	知事
副本部長	副知事
	副知事
	危機管理統括監
本部員	総務部長
	総務部デジタル推進局長
	政策企画部長
	地域連携・交通部長
	地域連携・交通部スポーツ推進局長
	防災対策部長
	医療保健部長
	子ども・福祉部長
	環境生活部長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	県土整備部長
	教育長
	警察本部長

# 別表 2

幹事長	子ども・福祉部次長兼子ども政策総括監
幹事	総務部総務課長
	政策企画部政策企画総務課長
	地域連携・交通部地域連携・交通総務課長
	防災対策部防災対策総務課長
	医療保健部医療保健総務課長
	子ども・福祉部子ども・福祉総務課長
	環境生活部環境生活総務課長
	農林水産部農林水産総務課長
	雇用経済部雇用経済総務課長
	県土整備部県土整備総務課長
	教育委員会事務局教育総務課長
	警察本部警務部警務課企画室長